

一般財団法人日本ヘルスケア協会 認定
「優良配置販売業者」認定制度運用ガイドライン

一般財団法人日本ヘルスケア協会 配置販売業部会

300年続いてきた配置販売業（置き薬）制度は、消費構造の変化や競争の激化、規制の緩和などの時代の流れの中で、その役割は終わりつつあると言われる。

その一方で、超高齢社会に伴った買い物や生活困難者は、地方のみならず大都会にも大きな問題となっており、改めて居宅や事業所でサービスを行う配置販売業（置き薬）制度の活用について見直されようとしている。

しかし、現在の配置販売業者の営業の実態は、親しまれ信頼される事業形態を行っている業者が多いにもかかわらず、詐欺まがいの販売や営業形態を行い、配置販売業（置き薬）業界の信頼を著しく低下させている業者があるといわれている。

そこで、業界が自ら配置販売業（置き薬）制度の信頼を取り戻すために、この「優良配置販売業者」認定制度運用ガイドラインを実施する。この運用ガイドラインの実施によりわが国の配置販売業（置き薬）が、超高齢社会に活用され社会に大きく貢献し、さらに配置販売業（置き薬）の業界と事業者の発展を実現するための基盤が整備されるものと確信するものである。

1. 名称 「認定 優良配置販売業者」

【略称：GHP (Good Haichi Practice)】

2. 目的

- (1) 信頼して活用できる配置販売業であることが地域生活者に識別できるようにする
- (2) 客観的な評価認定で配置事業者および働く配置員の誇りや社会的意義を確立する
- (3) 高齢化社会に機能する新しい配置販売業になるための基準を整え、業界で推進する
- (4) 配置販売業の基準を整え、その上に次代に発展する新ビジネスモデルを構築する
- (5) 次世代や後継者に希望をもって事業が継承される、発展する配置販売業界にする

3. 認定制度の概要

(1) 「優良配置販売業者」認定の内容

「優良配置販売業者」は、配置販売事業者（または企業）に一定の基準を満たしていることを確認して、一般財団法人日本ヘルスケア協会が認定するものである

(2) 「認定 優良配置販売業者」の公表

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、ホームページおよび他の広報手段を用いて、認定された「優良配置販売業者」名を公表する

(3) 「優良配置販売業者」の活用

認定を受けた「優良配置販売業者」は、認定番号および別に定める認定ロゴマークを、印刷物や配置箱へのステッカー貼付、従事者および配置員等の名刺など自社の活動全般について使用することができる

(4) 「優良配置販売業者」認定の手順

配置販売業者の自己申告を受けた所属団体が内容の精査をして間違いのないことを確認し、一般財団法人日本ヘルスケア協会（JAH1）の配置販売業部会に申請する。配置販売業部会は、内容の確認を行い、JAH1 認定委員会に申請をする。JAH1 認定委員会はこれを審査し、内容に間違いがなく基準を満たしていると判定されたものを理事会に提出し、JAH1 理事長名義で「認定証」が公布される。（後の4. に詳細記述）

(5) 苦情相談窓口の設置

「認定 優良配置販売業者」の業務について、配置する居宅または事業所からの苦情については、一般財団法人日本ヘルスケア協会（JAH1）内に苦情相談窓口を設置し、その対応または改善を行う

(6) 認定の取り消し

認定を受けた「優良配置販売業者」が基準を満たしていなかった場合や改善が見られない場合、さらに寄せられた苦情に対して誠意ある対応がされなかった場合、認定登録および更新料が支払われていなかった場合、その他事業内容が悪質であると判断された場合、JAH1 認定委員会の判断で認定の取り消しをすることができる。この場合、ホームページ等で認定取り消しの理由とともに公表する。

4. 「優良配置販売業者」認定までの流れ

(1) 配置販売業団体の登録（登録団体）

配置販売業者3社以上からなる団体または組織（以後「登録団体」という）は、一般財団法人日本ヘルスケア協会（JAH1）の配置販売業部会に登録する（様式—1）

(2) 配置販売業者の自己申告

「優良配置販売業者」の認定を受けようとする登録団体に加盟する配置販売業者または法人は、自己申告書（様式—2）と基準チェック票（様式—3）、誓約書（様式—4）に記入のうえ、配置販売業者または法人が所属する登録団体に申請する。

(3) 配置販売業者の所属団体の推薦と申請

配置販売業者または法人が所属する登録団体は、申請内容を精査し、内容に不備または間違いがなく、基準を満たしていることが確認された場合、JAH1 の配置部会に推薦状（様式—5）を添えて申請する。

(4) JAH1 認定委員会に申請

登録団体より「優良配置販売業者」の推薦および申請を受けた JAH1 の配置部会は、記載内容のチェックと確認を行い、基準が満たされていることが確認できたら、JAH1

認定委員会に認定の申請（様式一六）を行う。

（５）JAHI 認定委員会の判定書提出

JAHI 認定委員会はこれを審査し、内容に間違いがなく基準を満たしていると判定された場合、判定書（様式一七）を理事会に提出する。

（６）認定証の交付と通知

JAHI 認定委員会の判定書に基づき JAHI 理事長が「認定証」を公布する。認定証公布の際には、登録団体へ認定されたことの連絡を行う。

（７）認定の更新手続き

認定を受けた配置販売業者または法人は、認定より 1 年間有効とする。さらに認定を継続する場合は、認定期間内に毎年認定の更新手続き（様式一八）を行う必要がある。認定更新されずに再び認定を受ける場合には新規同様の手続きが必要となる。

5. 「優良配置販売業者」認定取り消しまでの流れ

（１）JAHI 認定委員会の判定

「優良配置販売業者」の認定を受けた配置販売業者または法人が基準を満たしていなかった場合、または JAHI 認定委員会の改善要求に応じず改善が見られない場合、さらに寄せられた苦情に対して誠意ある対応がされなかった場合、認定登録料および更新料が支払われていなかった場合、その他事業内容が悪質であると判断された場合、JAHI 認定委員会の判断で認定を取り消すことができる。

（２）取り消し通知と弁明の機会

JAHI 認定委員会は、当該配置販売業者または法人に、取り消しおよびその理由を連絡し、取り消し事業者に弁明の機会を与えるものとする。弁明の期間は、通知日より 30 日以内とする。

（３）認定取り消し事業者の公表

取り消しが確定した場合、消費者保護と業界の信頼維持のため、その事業者が取り消しになった旨を、ホームページ等で認定取り消しの理由とともに公表する。ただし、JAHI 認定委員会が公表することが望ましくないと判断した場合には、公表しない場合も有り得る。

（４）損害の補償

取り消された事業者によって、この認定制度および一般財団法人日本ヘルスケア協会が著しく毀損された場合には、その回復措置または損害の補償を求めることがある。

6. 認定登録料および更新料、その他の費用

（１）認定登録料 30,000円（認定日より 1 年間有効）

認定を受けようとする事業者または法人は、認定の申請時に日本ヘルスケア協会に認定登録料を支払うものとする。また、認定の更新が途切れて再認定する場合は、新規

認定と同様の手続きが必要なことから、同額の認定登録料が必要となる。

(2) 更新料 5,000円(更新日より1年間有効)

「優良配置販売業者」の認定を受けている事業者または法人は、認定期間内に更新料を支払い更新手続きを行うことにより、認定がさらに1年間継続される。

(3) その他の費用 (別途検討する)

小規模事業者が本認定制度を活用しやすくするために、一般財団法人日本ヘルスケア協会は、居宅または事業者に配布する「認定優良配置販売業者」活用パンフレット、配置箱に貼付する「認定優良配置販売業者」ステッカーなどを制作し、できるだけ実費程度の安価で提供する。

この「優良配置販売業者」認定運用ガイドラインの内容は、一般財団法人日本ヘルスケア協会 配置販売業部会が必要に応じて改定する。ただし、改定内容によりそれ以前に認定を受けた配置販売事業者または法人が不利益を被らないような措置(経過措置含む)を講じるものとする。
(平成29年1月13日)

・平成29年2月1日 「優良配置販売業者」認定制度運用ガイドライン 施行